

耕作放棄地解消事業実施方針

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 赤井川村農業振興対策事業補助金等交付要綱（昭和56年赤井川村訓令第22号、以下「要綱」という。）に基づく、耕作放棄地解消事業（以下「事業」という。）は、この実施方針により行う。

(目的)

第2条 耕作放棄地と化している農地を農作物が生産できる状態へ再生するため、伐採や伐根等に必要な経費の助成を行い、耕作放棄地の解消を支援する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、要綱第3第2項に規定する農業者、新規就農者及び新規就農予定者とする。

ただし、村長が特別に認めた場合はこの限りではない。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、第3条に掲げるものとする。

(事業期間)

第5条 事業期間は4月1日から3月31日までとする。

(助成内容及び補助対象経費の変更)

第6条 村は予算の範囲内において次により補助金を交付するものとする。

補助対象事業内容	補助対象経費	補助率
耕作放棄地委託解消事業	障害物除去、整地、肥料・有機質資材の投入および緑肥作物の栽培等の土壌改良にかかる委託経費	定額：30,000円/10aまで 補助上限額：900,000円
耕作放棄地自己解消事業	障害物除去、整地、肥料・有機質資材の投入および緑肥作物の栽培等の土壌改良により耕作放棄状態を解消し、作付けが可能となった面積に対し、定額補助を行う	

2 交付対象地は、以下の要件を全て満たすものとする

(1) 赤井川村農業振興地域整備計画に掲載していること

(2) 3年以上耕作放棄及び非管理であること

(3) おおむね1年以内に所有権移転若しくは賃貸借・使用貸借により耕作する権利を得ていること

(4) 1区画が概ね50a以上であること

2 事業実施主体は、補助対象経費に変更が生じたときは、赤井川村補助金等交付規則（昭和56年規則第14号）に基づく補助事業変更承認の手続きを行うものとする。

3 この事業により解消できる農地は、1事業実施主体につき3haを上限とする。

4 事業の実施にあたっては、他の補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないことを要件とする。

(補助金の交付の取消し等)

第7条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、村長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 事業完了後3年間、本事業により耕作放棄状態を解消した農地を販売作物もしくは緑肥等の作付けによる管理を怠ったとき。

(2) 対象者が本来の目的以外に本事業による補助金を受給したとき。

(補助金の返還の額)

第8条 前条第1号に規定する補助金の返還の額は、補助金交付決定の日から起算し、次に定める額とする。

(1) 1年以内に前条第1号に掲げる事由が発生したとき 交付した補助金の額の全額

(2) 1年を超え2年以内に前条第1号に掲げる事由が発生したとき 交付した補助金の額の3分の2の額

(3) 2年を超え3年以内に前条第1号に掲げる事由が発生したとき 交付した補助金の額の3分の1の額

2 前条第2号に規定する補助金の返還の額は、交付した補助金の額の全額とする。

(報告の義務)

第9条 事業実施主体は、要綱に基づく補助事業等実績報告書を村長へ提出する際に、次に掲げる書類を合わせて提出するものとする。

(1) 事業実施結果が明らかになる書類（施行前、施工後の写真）

(2) 工事の内容がわかる書類（請求書もしくは作業日誌）

2 事業実施主体は、事業完了から3年間、毎年度11月末までに作付けの状況を報告すること（検査）

第10条 村長が必要と認めるときは、補助事業に要した関係資料等を徴収し、事務の検査を行うことができるものとする。

(その他)

第11条 この実施方針に定めなき事項については、村長が必要に応じ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、制定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この方針は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。